

2022年6月15日

各 位

株 式 会 社 オウケイウェイヴ
代 表 取 締 役 社 長 福 田 道 夫
(コード番号:3808 名証ネクスト)
問 い 合 わ せ 先 取 締 役 野 崎 正 徳
電 話 番 号 03-6841-7672

2022年6月期第3四半期報告書の提出遅延及び 当社株式の監理銘柄（確認中）指定の見込みに関するお知らせ

当社は、提出期限の延長承認を受けておりました2022年6月期第3四半期報告書（自2022年1月1日至2022年3月31日）について、提出期限までに提出ができない見込みとなりましたので、お知らせいたします。

記

1. 提出が遅延するに至った経緯

当社は、2022年4月19日付「債権の取立不能または取立遅延のおそれに関するお知らせ」及び同年5月6日付「（開示事項の経過）債権の取立不能または取立遅延のおそれのある取引先への対応に関するお知らせ」に記載したRaging Bull合同会社（所在地：東京都渋谷区、代表者：スニール・ジー・サドワニ、以下「Raging Bull社」）との取引（以下「本件取引」又は「本件投資」）全体に係る調査を進めるべく、5月6日付「調査委員会の設置及び2022年6月期第3四半期決算発表の延期に関するお知らせ」に記載のとおり、当社と利害関係を有さない外部の専門家で構成される調査委員会を設置し、2022年6月10日付「調査委員会による調査報告書の受領に関するお知らせ」のとおり、当該調査委員会より調査報告書を受領いたしました。

また、2022年5月16日付「2022年6月期第3四半期報告書の提出期限延長に関する承認のお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、関東財務局より2022年6月期第3四半期報告書の提出期限について2022年6月15日（水）までとする延長承認を受けております。

調査委員会の調査報告書に記載された調査結果から、主に以下の評価が述べられました。

- ・本件投資及びその各個別契約を決議した取締役会決議の効力は否定されない
- ・当社取締役1名は本件取引を行う前から、Raging Bull社との投資取引があり、同社から営業支援・顧客紹介料を得ており、本件投資決議の特別利害関係者でありながら、これを秘して当社取締役会の本件投資の審議に参加するなど、取締役としての善管注意義務及び忠実義務の違反が認められる
- ・他の当社取締役1名は、当該取締役から本件投資スキームの非公式性を強調されて機密として取り扱うよう要請され、取締役会で開示しなかった
- ・当該取締役以外の取締役の、Raging Bull社との金銭の授受の事実及び本件投資スキームが架空であると認知していたことは認められなかった

一方で、以下の事項は明らかにはなりませんでした。

- ・本件投資スキームが実態のない詐欺であったか否かについては、判断を留保
- ・本件投資スキームが架空のものであることを当社取締役が知っていたと判断することはできない
- ・上記の他の当社取締役1名において善管注意義務に違反するか否かは更なる調査が必要
- ・取締役会決議の意思決定過程または取締役らの職務執行において、取締役または監査役の善管注意義務違反の是非については、調査委員会内部でも意見が分かれた
- ・調査項目である「開示の適切性」に関しては、会計処理以外の開示について評価がされなかった

また、調査報告書においては、本件投資がRaging Bull社側で適切に運用されていたと言えないことに鑑みて、当社の2021年6月期、2022年6月期第1四半期、2022年6月期第2四半期に計上した投資運用益を仮受金として会計処理すべき等について指摘されております。また、当該調査報告書には、「ただし、本件投資が実態を伴ったものであることが裁判等で明らかになった場合には、上記（仮受金としての会計処理）とは異なった評価となり得ることを付言しておく。」という記載がなされています。当社は、調査報告書に記載の会計処理について検討を行った結果、投資運用益を仮受金に修正するなどの訂正を行うことといたしました。

これに伴い、2022年5月16日付「2022年6月期第3四半期報告書の提出期限延長に関する承認のお知らせ」において、2022年6月期第3四半期報告書の提出を、2022年6月15日までに完了させる予定でありましたが、2021年6月期の追加監査手続きにおいて想定以上に稼働がかかることが判明したため、2022年6月期第3四半期報告書につきまして延長後の提出期限2022年6月15日（水）までに提出ができない見込みとなりました。現時点では必要な監査人員を確保し、追加監査を継続して行っております。

2. 監理銘柄（確認中）への指定見込みについて

上記のとおり、当社は2022年6月期第3四半期報告書につきまして、延長後の提出期限2022年6月15日（水）までに提出ができない見込みとなりました。株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」という）が定める有価証券上場規程施行規則第604条第1項第10号aの規定により、金融商品取引法に定める提出期限である2022年6月15日（水）までに当該四半期報告書を提出できる見込みがない旨を開示した場合は、名古屋証券取引所より、投資家の皆様の注意を喚起するため、2022年6月15日（水）付で監理銘柄（確認中）に指定される見込みです。

また、名古屋証券取引所の上場廃止基準により、当社が2022年6月期第3四半期報告書を、2022年6月15日（水）から休業日を除き8日目の日である2022年6月27日（月）までに提出できなかった場合、当社株式は整理銘柄に指定された後、上場廃止となります。

3. 今後の見通し

当社は、2022年6月27日（月）までに、2021年6月期の訂正有価証券報告書及び訂正決算短信、2022年6月期第1四半期及び2022年6月期第2四半期の訂正四半期報告書及び訂正決算短信、2022年6月期第3四半期報告書及び2022年6月期第3四半期決算短信を提出及び発表することを予定しており、それにより監理銘柄（確認中）からの指定解除となるよう努めてまいります。

株主、投資家の皆様をはじめ、取引先及び関係者の皆様には、再度の延期により多大なるご迷惑とご心配をお掛けしますことを、心よりお詫び申し上げます。

以 上